

## はじめに

## &lt;経緯&gt;

- ・ 都は過去2回、都内の主要な国道・都道等129路線に通称道路名を設定
- ・ 第1回（昭和37・38年）69路線、第2回（昭和59年）60路線

## &lt;今回の目的&gt;

- ・ 前回設定から約30年経過し、①新たに整備された路線に対して通称道路名が未設定であること、②既設定路線の起終点等見直しの必要があることから、今回新たに通称道路名を設定
- ・ 今回の設定以降は、新設路線の開通に合わせてその都度通称道路名を設定できるような新たな仕組みを構築

## I. 今回の通称道路名の検討

## 第1 対象とする道路の選定基準

## 1. 新規設定道路

- ① 都民生活や観光にとって重要な意義を有する路線
- ② 2以上の区市町村にわたる交通上重要な道路であって、既設道路と結び道路網として一体性を有する、概ね5km以上にわたる道路 など

## 2. 既設定道路について改定を行うもの

- ① 起・終点変更があり、既設道路の一部として一般に考えられている道路
- ② バイパス整備等により、路線として経路変更の必要がある道路 など

## 第2 通称道路名の設定基準

## 1. 基本的な考え方

- ・ 交通及び観光にとって重要な路線であり、一般に分かりやすく、親しみやすい名称とすることを原則
- ・ 通称道路名を設定していない道路のうち、既に地域において歴史的な由来を持ち、事実上用いられている名称を持つ道路は、地元区市町村の意見を参考に極力尊重

## 2. 選定の基準

- (1) ○○道路、○○通りを原則とし、○○線という名称は用いない
- (2) ○○街道は、歴史的に由緒あり、現在一般に広く定着しているものを除き使用しない
- (3) 数字などによる、統一的な通称名は、道路法による路線名と混乱を生ずる恐れがあるため、用いない
- (4) 特定町名は、町名が変更された場合、混乱を生じさせるため、できるだけ用いない
- (5) 人名および建築物名は、歴史的文化的に特に意義があるもの以外は用いない
- (6) 比較的長距離の道路は、場合により、鉄道や幹線道路などの明白な境界線をもって両分
- (7) 外国人向けにローマ字で通称名を表す場合を考慮し、長い通称名はできるだけ用いない
- (8) ラジオ・テレビ放送による道路交通情報等に使用されることを考慮し、読みやすく、聞き取りやすい名称とする

## 第3 通称道路名の設定及び既に設定した道路の改定

1. 新規設定道路 43路線
2. 既設定道路について改定を行うもの 12路線

## 第4 設定した通称道路名の普及広報について

- 1 東京都公報への登載
- 2 地元自治体や公共機関に対する広報活動の協力要請
- 3 商店会、観光業界、その他関係団体等に対する周知活動
- 4 報道機関への説明
- 5 道路案内標識の設置
- 6 東京都ホームページやツイッターなどを活用した広報活動

## II. 今後の通称道路名の設定

## 今後の通称道路名の設定

- ・ これまでの設定方法は、一斉に対象路線を選定し、自治体代表や各界の専門家で構成される委員会を開催し、内容を検討して東京都に提言を行い、それを受けて東京都が決定
- ・ しかしこの方式では、主要幹線道路が開通したにも関わらず、通称道路名がないままに置かれることとなりかねないことから、今後の通称道路名の設定については、開通時までには決定されていることが望ましい
- ・ そのため、今後の通称道路名の設定は以下のとおりとする

- 1 東京都は、事業段階から将来の道路網や広域的な観点を踏まえ通称道路名設定について検討を行い、通称道路名を設定するものについては、関係自治体との合意形成を図りながら、名称を検討。なお、路線の選定基準と通称道路名設定の基準については、本検討委員会の報告に記載されている基準に基づく
- 2 その検討案について、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、国土交通省関東地方整備局、警視庁（交通管理者）、東京都商店街連合会、東京観光財団、東京バス協会等に対して意見照会を実施。なお、必要に応じてその他有識者に個別に意見を聴取
- 3 開通前に当該路線の通称道路名を決定し、公表

## おわりに

引き続き、各方面からの意見を聴取しながら、最終報告をとりまとめ